

第3・4学年（新第4・5学年）
専攻科第1学年（新第2学年） 学生諸君

学 生 主 事

2019年度授業料免除・徴収猶予について

授業料免除が下記のとおり実施されます。授業料免除・徴収猶予を希望する学生は、3月15日（金）17時までに学生課学生係から申請書類を受領し、4月4日（木）17時までに学生係へ提出すること。

公平を期するためにも、締切後の申請は一切受理しません。

なお、締切後に家庭事情の急激な変化等で授業料納入が困難になった場合は、学生課学生係に申し出ること。

※ 来年度に専攻科への入学を予定している学生は、【専攻科 入学手続きの案内】を確認してください。対象要件や提出期限が異なりますので注意すること。

記

1. 授業料免除の対象者

- ①経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ②平成30年10月以降において、学資負担者（主として学費を負担している者）が死亡した場合、もしくは学生または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ③平成30年10月以降において、学資負担者の失職・病気等により家計が急変した場合（定年退職は除く）
- ④これらに準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

※ ②、③の詳細は別途掲示しております。

2. 免除実施額

納入すべき授業料の全額または半額

3. 授業料徴収猶予の対象者

- ①経済的理由により、納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ②学生または学資負担者が災害を受け、納入が困難であると認められる場合
- ③その他やむを得ない事情があると認められる場合

4. 授業料徴収猶予の期間

前期：9月、後期：2月（※新5年生、専攻科新2年生は1月まで）の各口座振替日まで

5. 授業料免除等の申請を受理された者について

- ・免除等の可否が決定されるまでは授業料の徴収は猶予される。
- ・審査の結果、免除不許可者及び半額免除許可者ならびに徴収猶予申請者は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

6. 面接について

6月下旬に実施を予定しています。詳細については後日改めて掲示いたしますので、必ず確認してください。

申請には必要書類の提出・面接が必要ですが、指定された期日までに書類が提出されない場合や、面接日に指定の場所へ来ない場合等は申請を辞退してもらいます。

以上